

弊社探傷剤の品質保証期間について

弊社探傷剤の品質保証期間につきまして、一部の特殊な製品を除いて下記のようにしております。

製品別品質保証期間

製 品	荷姿	品質保証期間
1.浸透液・洗浄液・現像剤・乳化剤	缶入	3年(製造月を含め 36ヶ月)
2.浸透液・洗浄液・現像剤	エアゾール缶入(水ベース含む)	3年(製造月を含め 36ヶ月)
3.浸透液・現像剤 (水ベース)	缶入	1年(製造月を含め 12ヶ月)
4.洗浄液 (水ベース)	缶入	2年(製造月を含め 24ヶ月) (※2)
5.現像剤	粉体	3年(製造月を含め 36ヶ月)
6.磁粉	缶入	3年(製造月を含め 36ヶ月)
7.磁粉探傷用分散剤・防錆剤	缶入	1年(製造月を含め 12ヶ月)
8.磁粉液	エアゾール缶入(水ベース含む)	3年(製造月を含め 36ヶ月)
9.濃縮磁粉液	ポリ容器入	2年(製造月を含め 24ヶ月) (※2)
10.磁粉分散油	缶入	3年(製造月を含め 36ヶ月)
11.マーキング剤	缶入、ペン	3年(製造月を含め 36ヶ月)
12.マーキング剤 (水ベース)	缶入	1年(製造月を含め 12ヶ月)
13.発泡性ガス漏洩検査剤	缶入	2年(製造月を含め 24ヶ月) (※2)
	エアゾール缶入	3年(製造月を含め 36ヶ月)

※缶入 : エアゾール缶は除く。

※2 : 2015年4月1日以降製造分より変更

以上の品質保証期間は製品を開封・開缶せず密封した状態で、かつ直射日光の当たる場所、40℃以上になる所、錆の発生しやすい所等には保管しないこと、容器の腐食が発生していない事という条件がつきます。

それぞれの品質保証期間の根拠につきましては、成分の劣化・分離等による性状及び性能の変化を考慮して、安全に使用できる期間を設定してあります。

なお、開封・開缶後につきましては、その保管状態により製品の性状が変化する場合がありますので、上記の品質保証期間は適用されません。ただし、各々の缶に表示されている保管方法、または MSDS(SDS)に記載してある保管方法に従って頂ければ、開封前にほぼ準じるものと考えております。

ご使用においては必要量だけ取り出し、取り出した液は使い切るようにしてください。また、開封後はできるだけ早めに使い切って頂くようお願い致します。

尚、品質保証期間を過ぎた製品を使用される場合には、性能確認をお客様の責任で実施して頂き、お客様の判断でご使用ください。

以上、御理解の上、今後とも弊社製品をよろしくご愛顧のほどお願い申し上げます。

◇弊社のロット番号表記について◇

■缶製品

●2010年1月製造分以降の製造ロット番号の表示例

◎◎×△△△ ◎◎ 製造年:西暦の末尾2桁数字
× 製造月:A~Lが1月~12月に対応
△ 製品固有のロット番号(3桁又は4桁)

(例)10F123ならば、2010年6月に製造の固有ロット番号123の製品。

※2009年12月製造分までの製造ロット番号は、○×△△△になっています。

(○製造年:西暦の末尾数字、×製造月:A~Lが1月~12月に対応)

●2012年1月製造分以降の品質保証期限表示

2012年1月より、製品ラベルデザインを変更するとともに、ラベルに品質保証期限を表示しています。

■エアゾール製品 (エアゾール製品では、缶の底部にロット番号を含む缶底番号として表示しています。)

●2010年1月から2012年3月までに充填したエアゾール製品のロット番号表示

表示例

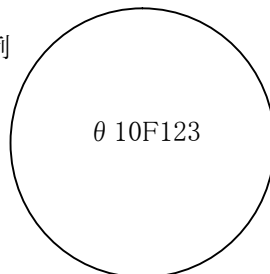
θ ◎◎×△△△
A◎◎×△△△
LA◎◎×△△△

最初の1桁目は、エアゾール充填会社の記号、それ以下の6桁は上記の製造ロット番号を表します。
尚、試験成績書はエアゾール充填会社の記号を除いた表示になります。

(例)θ10F123ならば、「θ」エアゾール会社で充填された2010年6月に製造の固有ロット番号123の製品。

このロットのエアゾール製品の保証期限は2013年5月末となります。(36ヶ月)

缶底印字の例



※品質保証期限の表示はありません。

※2010年12月製造分までの製造ロット番号は、θ○×△△△になっています。

(θ:θエアゾール会社、○製造年:西暦の末尾数字、×製造月)

●2012年4月以降に充填したエアゾール製品のロット番号並びに品質保証期限表示

2012年4月充填製品より、エアゾールの缶底に、ロット番号表示に加えて品質保証期限を表示することと致しました。

- 1行目 : ロット番号表示(従来とかわりません)
- 2行目 : 品質保証期限表示

缶底印字の例



(以上)